

移動等円滑化取組計画書
(乗合バス車両)

令和 元年 12月 27日

住 所 長崎市新地町3番17号
事業者名 長崎自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 嶋崎 真英

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項
・当社が保有する乗合バス車両においては、2018年度末時点の車椅子対応車両導入率は約55%（適用除外車両は除く）。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せて車椅子対応車両の導入を推進していく。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・乗務員だけでなく、事務員に対する高齢者及び障害者の方の乗降支援に関する机上及び実技訓練の実施を推進していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子対応車両	・車椅子対応車両を1台導入する。(2019~2020年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
市町交通費助成事業のICカード化	・市町と協議し、交通費助成事業のICカード化を図る。(2019~2021年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
音声案内の音量調整	・音声合成システムを用いた車内アナウンス及び車外行先案内アナウンス音量について、視覚障害者の方の乗降に支障が発生しないよう適切に調整を行う。(2019～2020年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行管理者を中心として机上及び実技訓練の実施	・乗務員を指導監督する立場にある運行管理者への研修を実施する。(2019～2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多い停留所3箇所を上屋を設置する。(2020年度) ・視覚障害者協会懇談会で寄せられたご意見を社内でも共有し、改善を推進していく。(2019～2020年度) ・乗務員へ運転技術、接客意識の向上を目的とした実技訓練を実施する。(2019～2021年度)
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組計画書
(バスターミナル)

令和 元年 12月 27日

住 所 長崎市新地町3番17号
事業者名 長崎自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 嶋崎 真英

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設の整備に関する事項
・当社が管理するターミナルは、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、平成18年3月に改修工事が実施されているが、より高い水準のバリアフリー化への取組を継続する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・乗務員だけでなく、事務員に対する高齢者及び障害者の方の乗降支援に関する机上及び実技訓練の実施を推進していく。
・分かりやすいバリアフリー情報を提供できるようウェブサイトの改修検討を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者用トイレの整備	・オストメイト用設備を設置する。(2020～2022年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
発車案内システムの更新	・新地ターミナルに設置している発車案内システムのデジタル表示について、経年劣化により不鮮明な箇所がある為、システムの更新を行い視覚情報の改善を図る。(2020年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスロケーションシステムの導入推進	・バスロケーションシステムの導入推進を図り、運行車両が車椅子対応車両であるかの確認もウェブ上にて可能にする。(2020～2021年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行管理者を中心として机上及び実技訓練の実施	・乗務員を指導監督する立場にある運行管理者への研修を実施する。(2019～2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市移動等円滑化推進会議にて情報や課題の共有を図り、改善を推進していく。 ・乗務員へ運転技術、接客意識の向上を目的とした実技訓練を実施する。(2019～2021年度) ・ココウォークバスセンター待合所において、点字ブロックと椅子の距離が近い箇所がある為、椅子設置箇所の再検討を行う。(2020～2021年度)
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。